

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1 基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てを地域で応援するまち あさか



第2期計画においては、基本理念の新たなキーワードとして「子育て」の言葉を追加しました。この「子育て」という言葉には、すべての子ども・若者がその存在を尊重され、自らの持つ力を存分に発揮して様々なことに挑戦し、多様な経験を経てたくましく育つことができるよう、子ども・若者の自主的な育ちを促し、応援するために行政や地域が子ども・若者の居場所づくりや多様な活動の支援を行い、今後も温かく子ども・若者と子育て家庭を見守るまちでありたい、という想いが込められおり、本計画でも引き継いでいくこととします。

第3期計画に当たるこども計画においては、こども大綱を踏まえることとされており、大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされていることから、引き続きこども自身が健やかに育つ「子育て」の視点は大切であり、かつ、すべての子育て家庭を社会全体で支えていく「子育て」の視点も大切です。

併せて、子ども・若者が「朝霞で育ってよかった」、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指していくとの考え方は継続します。

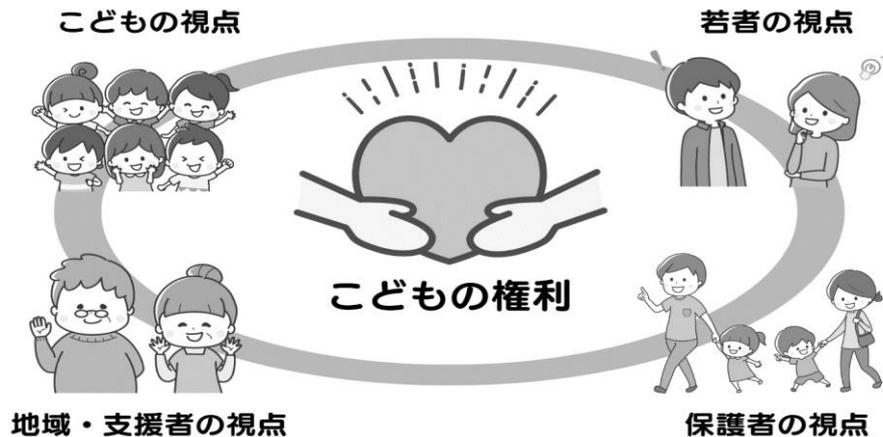
「地域で子育てをする」、「子育てを応援する」視点も大切であり、子育て・子育ては市として力を注いでいくことはもちろんですが、関係機関との連携や地域資源を活用しつつ、あさかの子育てをまち全体で応援してもらえよう進めていくことが大切です。

以上を踏まえ、本計画は「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか」を基本として、朝霞市で幸せを感じながら子ども・若者が育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育て・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めます。

2 大切にすべき視点

子ども・若者は、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。子どもたちが育つ過程において、子どもの権利が尊重され、必要な支援や配慮を受ける権利が尊重されることはとても重要なことです。

本計画では、これらの子どもの権利を中心として、子ども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組みます。



(1) こどもの視点

すべての子どもが尊重され、子ども・子育て支援が真に子どもが健やかに幸せに育つためのものであるよう、子ども自らの成長を応援し、こどもの視点を大切にしたい取組を推進します。

(2) 若者の視点

若者は次の世代を担う重要な存在です。若者が自らの意見を表明し、社会に積極的に参加できる機会を提供し、若者が自立して未来を切り開くための支援を充実させる取組を推進します。

(3) 保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

(4) 地域・支援者の視点

保護者が地域の中で孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用して、そのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

コラム

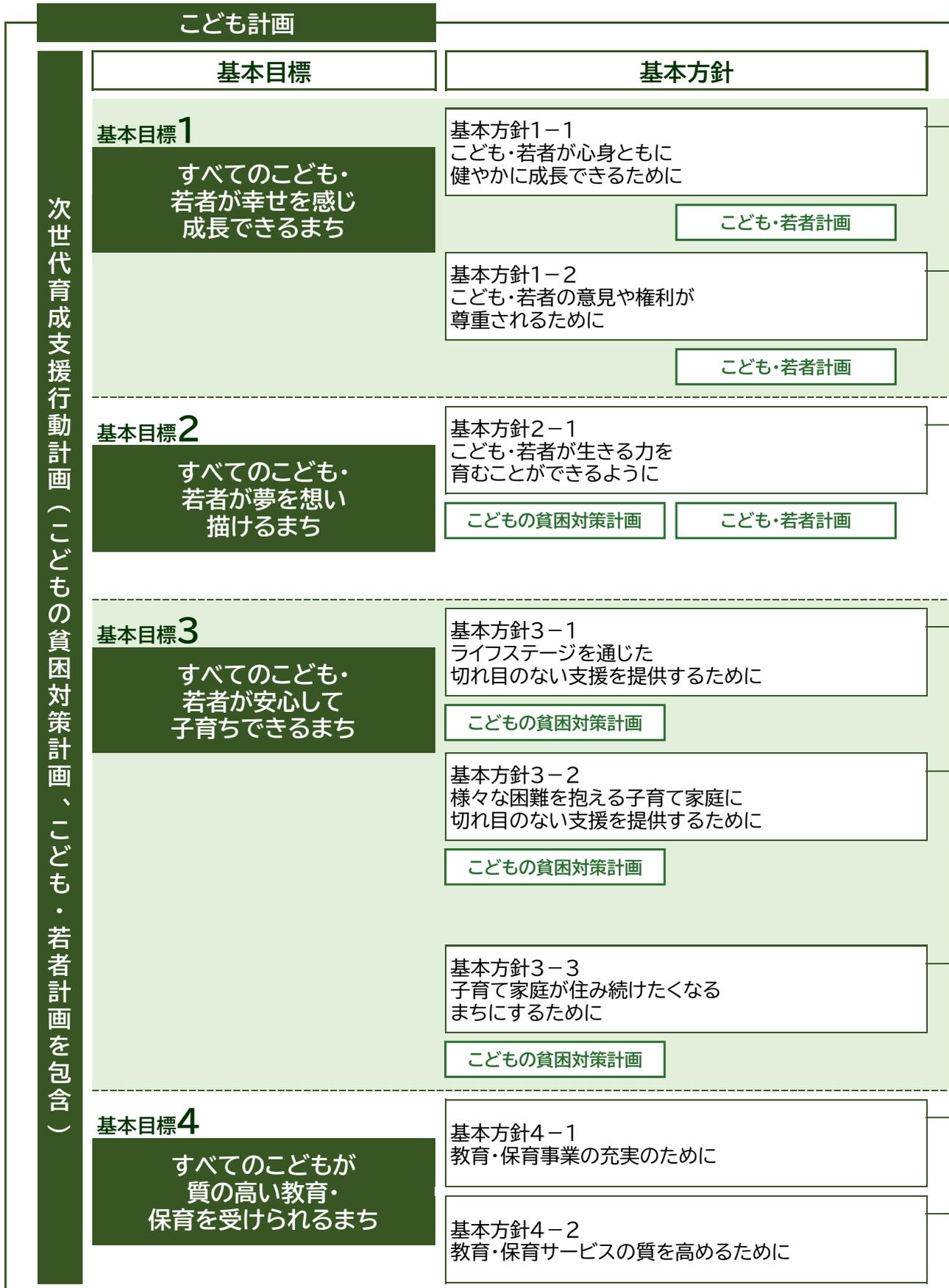
SDGs (持続可能な開発目標)

2015年(平成27年)に国連サミットで持続可能な開発目標が採択されました。「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に取り組むものです。

本計画においても、SDGsの考え方、視点を踏まえ、各施策を推進していきます。



3 こども計画の施策体系





4 重点方針の設定

こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされています。本市においては、計画期間の5年間(令和7年度～令和11年度)において、こども計画の8つの基本方針のうち、次の3つの方針について力を入れて取り組んでいくこととします。

基本方針1-1 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

こどもは、未来へつながっていく存在です。SDGsの観点から子どもの権利条約を見ると、17のゴールの中でもすべてのこどもが差別なく、飢餓や貧困のない平和な社会で健康に育ち、社会保障を受け、質の高い教育を受けていくことがこどもの人権を保障していくことにつながり、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として掲げられています。

国や埼玉県において児童虐待通報件数は高止まりの傾向が見受けられ、本市においても同様の傾向が見受けられる中、令和7年度には本市内に「埼玉県朝霞児童相談所」の設置や、児童相談と母子保健のさらなる連携のため「朝霞市こども家庭センター」を設置するなど、あらゆる種類の虐待や搾取などの防止のため、関係機関等とこれまで以上に連携を図っていくことが求められています。

また、社会情勢の変化によるこどもを取り巻く犯罪等の増加、さらには、不登校やヤングケアラーなど顕在化している課題などからこどもを守っていく取組について充実させていくことを目指します。

基本方針2-1 こども・若者が生きる力を育むことができるように

かつて、地域にはこどもから大人になる過程で、必要な知識や技術を習得するための地域行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体でこどもが成長し大人になっていくための取組が少なくなっています。また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、こども・若者が自己肯定感や生きる力を育むことができる居場所づくりを進めていくことが求められています。

安心できる居場所、信頼できる大人との出会い、学びの機会、様々な体験等を提供し、「このまちで 育ってよかった」と実感してもらえるまちを目指します。

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供する

子育てを取り巻く環境は、厳しさを増しています。こどもが生まれたら誰にでも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、こどもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学びながら親自身もこどもと共に成長していきます。また、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らないなど、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも少なくなっています。とりわけ、妊娠中から出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、こどもの虐待防止の観点からも、地域における子育て支援が求められています。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、「このまちで 育ってよかった」と実感してもらえるまちを目指します。

コラム

♡令和7年4月1日に朝霞市こども家庭センターを設置します！

子育て家庭を
応援します！

子育ては楽しいことばかりではなく、時には、つらく悲しくなることもあります。
誰にも相談できず、一人で悩んでしまい、子どもへの虐待に発展してしまうことも……。一人で悩まず、まずは、こども家庭センターに相談してください。



朝霞市保健センター内に新しく誕生する「朝霞市こども家庭センター」では、妊産婦や乳幼児の支援窓口であった「子育て世代包括支援センター」と、0歳～18歳までの子育て家庭の支援窓口であった「子ども家庭総合支援拠点」が一体となり、妊産婦、子育て家庭、子どもを対象に、包括的に切れ目のない相談支援を行います。



◎母子保健係

妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、妊娠中・産後の支援プランの作成・相談、産後ケア事業の受付、乳幼児健康診査、こどもの発達に関する相談、妊産婦健康診査等の助成券に関すること、未熟児養育医療給付申請に関すること

◎こども相談係（家庭児童相談室）

こどものしつけや関わり方の相談、こどもの養育に不安や困難がある、子育てでイライラしてしまうなどの相談や連絡

◎ファミリー・サポート・センター

保育施設への送迎、ファミリー会員宅での保育など、子育ての援助をお願いしたい場合の相談や申し込み